地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長都道府県後期高齢者医療主管部(局)

後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公 印 省 略)

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日保医発0305第8号)について下記のとおり改正し、平成27年5月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 別表のⅡの058(3) ⑬イ中ivをvとし、ⅲの次に次のように加える。 iv ポーラス状の純チタンによる表面加工がなされていること。



「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後

(別表)

Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11 Ⅲ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格

 $001\sim057$ (略)

058 人工膝関節用材料

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 機能区分の定義

①~① (略)

③ 膝蓋骨材料・膝蓋骨置換用(Ⅲ) 次のいずれにも該当すること。

ア (略)

イ 摩耗粉を軽減するため、又は骨との固定力を強化するための以下の いずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承 認事項又は認証事項に明記されていること。

i~iii (略)

iv ポーラス状の純チタンによる表面加工がなされていること。

v 抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによ る架橋処理が施されていること。

① (略)

059~186 (略)

(別表)

に規定する特定保険医療材料 (フィルムを除く。) 及びその材料価格

行

 $001 \sim 057$ (略)

058 人工膝関節用材料

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 機能区分の定義

 $(1)\sim(12)$ (略)

③ 膝蓋骨材料・膝蓋骨置換用(Ⅲ) 次のいずれにも該当すること。

ア (略)

イ 摩耗粉を軽減するため、又は骨との固定力を強化するための以下の いずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承 認事項又は認証事項に明記されていること。

i ~iii (略)

iv 抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによる 架橋処理が施されていること。

(14)、(15) (略)

059~186 (略)